

令和4年  
第10回南九州市農業委員会 総会会議録

1. 日 時 令和4年10月27日(木) 午後2時～

2. 場 所 南九州市颯娃文化会館

3. 出席委員(19人)

会長	1番	松村 孝徳			
会長職務代理	2番	永山 明美			
委員	3番	福元 三徳	4番	桑代 純一	5番 松永 克生
	6番	吉崎 久男	7番	六反田 達郎	8番 松蘭 勝郎
	9番	梶山 俊孝	10番	東垂水 勝秀	11番 今市 範男
	12番	本木下 裕一	13番	宮原 俊郎	14番 月野 貴大
	15番	池田 慎	16番	下之門 信洋	17番 東垂水美智子
	18番	雪丸 泰親	19番	大隣 初美	

4. 欠席委員(0人)

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第53号 農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定について
- 日程第6 議案第54号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第7 議案第55号 農地法第5条許可申請に対する許可について
- 日程第8 議案第56号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第9 議案第57号 非農地証明願いについて
- 日程第10 南九州市総合計画審議会委員の選出について
- 日程第11 その他
- 閉議の宣告

○ 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志

農政係長 赤崎 美行 係員 松下 剛史

農地係長 福永 正司 係員 森山 幸弘

7. 会議の概要

開 会 午後2時

事務局長 御起立願います。  
「一同 礼」  
御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。  
ただいまの出席人員は19名で、会議の定足数に達しております。これより令和4年第10回南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の86頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告に移ります。  
事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告をおこなう。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、4番 桑代委員、5番 松永委員を指名し、会議書記に赤崎農政係長を指名いたします。

議長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。  
お諮りします。本会議の会期は、本日10月27日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議長 続きます。日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 説明いたします。先ず、3点でございます。農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案が1件ございました。

貸人は、東京都〇〇の〇〇〇〇さん、借人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。契約内容錯誤によるもので、地目の内訳は、畑1筆 216㎡で、穎娃地域1件です。

続きます。5点～8点でございます。農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が22件ございました。

貸人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん、借人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。

貸人主導によるもの15件、借人主導によるもの7件のうち、農地中間管理事業への載せ替えが4件となっております。地目の内訳は、田4筆 6,645㎡、畑36筆 63,563㎡の合計40筆 70,208㎡で、穎娃地域10件、知覧地域8件、川辺地域4件です。

なお、各点一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は10頁からになります。今回は、新規認定2件、再認定7件であります。

一覧表は11頁、新規認定個別表は、12頁になります。

まず、整理番号1、知覧町〇〇の〇〇〇〇 〇〇〇〇 代表理事 〇〇〇〇さんです。現在、茶95aの経営を行っていますが、今後は、茶を300aまで規模拡大し経営の安定に努めたい考えです。

次に、整理番号2、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、茶660aの経営を行っていますが、今後は、優良品種への改植により所得向上を図りたい考えです。

経営改善目標等につきましては、資料で確認をお願い致します。

また、再認定7件の個別表は、資料の13頁からとなりますので、お目通しをお願い致します。

以上で報告事項の説明を終わります。

議長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 次に、日程第5 議案第53号 農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定についてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。本木下委員お願いします。

本木下委員 報告いたします。16頁の審議番号1番です。関連資料は17頁から21頁になります。

申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんで、申請地は、穎娃町〇〇字 〇〇〇〇番、畑 763㎡で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人の父が生前の平成2年に、手続を経ずに申請地に一般住宅・〇〇を建築していたことから、農用地区域から除外するものです。

申請地の北側，西側は宅地に，東側は畑に，南側は農道に接しています。  
現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく，雨水は自然流下で道路側溝へ，汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し，日照・通風等については緩衝地を設けているので，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に，松菌委員お願いします。

松菌委員 報告いたします。審議番号2番です。関連資料は22頁から27頁になります。

申請人は，鹿児島市の〇〇会社 〇〇〇〇で，申請地は，川辺町〇〇字 〇〇 〇〇〇〇番 外33筆，畑 38,905.45㎡で，〇〇〇〇北西側に位置します。

申請人は，鹿児島市に本店を置き，食品の製造，加工及び販売業を営む法人であり，経営の安定を図るために，申請地西側隣接の畑7筆，山林7筆と一体利用で，連結子会社である〇〇会社〇〇〇〇が〇〇を飼養管理する〇〇を建設しようとすることから，農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

申請地の北側は農道に，東側，南側は市道に，西側は畑に接しています。

現況高で整地し，沈砂池を設置するので土砂流出等の恐れはなく，雨水は側溝を敷設（フェツ）し，沈砂池を介して既設排水路へ放流し，日照・通風等については，緩衝地を設け，建築物の高さを抑制するので，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

なお，周囲1キロ以内に民家等はないことから近隣住民への周知は行っていないとのことです。

以上で報告を終わります。

議長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

審議番号1番の農振除外につきましては，手続きを経ずに平成2年に一般住宅・〇〇を建築しており，追認での申請であることから代替地の検討はしていませんが，始末書が提出されています。農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障はなく，用排水路の機能低下はなく，土地改良事業完了から30年経過していることから，除外の要件を満たしているとは判断されます。

審議番号2番の用途区分変更につきましては、申請目的が、〇〇の業務のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから、やむを得ない変更であると判断されます。代替地を検討しましたが、合意に至らなかったとのことでした。

また、近隣住民への周知につきましては、申請地の周囲1キロ以内に民家等はないことから実施しておりませんが、市畜産課からの畜産経営環境保全に関する意見書が提出されています。

審議番号2番につきましては、用途区分変更の認可見込みの時点で5条転用許可申請がなされる予定です。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、御意見はございませんか。

梶山委員 26ページの全体図と25ページの真ん中上の方は、同じ敷地内になるんですか。

農地係長 25ページで全て囲っている部分が敷地で、そのうち網掛けの箇所が農振の農用地で、今回は農振農用地と、でない所を一体的に利用し養鶏場を建設する計画です。現在農振農用地の農地になっている部分を農業施設用地に変更する申請です。

梶山委員 線がない箇所の畑は農振農用地ではないということですか。

農地係長 24ページで4か所ぐらい空白の所がありますが、これは名義がなおらない土地、本人から同意を得られない筆であります。民間はそのような土地は変更しないとのことでした。

梶山委員 農振地区の所だけで、そこは関係ないということですか。

事務局長 斜線が入っていない部分の畑については、今回審査の対象でなく、除外後の転用申請で審査することになると思います。

仁田尾推進委員

大きな〇〇を造るようですが、汚水は自然沈下ですか。

農地係長 沈殿槽を設けて浮遊物を除いた後、沈砂池に流してあふれた分だけを既設の排水路

に流すようです。

仁田尾推進委員

高床ですか，平屋ですか。

農地係長

〇〇〇で平屋です。

仁田尾推進委員

私の近くの施設が高床で換気扇を回しっぱなしで，臭くて寝られないんですよ。

議 長

他にございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

質問，御意見がありませんので，採決いたします。

議案第 53 号 農業振興地域整備計画変更（案）については，申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。

よって，議案第 53 号については，申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長

次に，日程第 6 議案第 54 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長

説明いたします。29 分の 3 条所有権移転 7 件でございます。

譲渡人は，埼玉県〇〇市の〇〇〇〇さん，譲受人は，京都市の〇〇〇〇さん外の申請です。現在は潁娃町〇〇に住んでおりまして自治会長に確認書をいただいております。

地目の内訳は，畑 12 筆 12,697 m<sup>2</sup>で，理由につきましては，全て規模拡大です。

10 a 当たりの取引価格につきましては畑が 10 千円から 506 千円です。

10 a 当たりの取引価格の平均としましては，畑 302 千円でございます。

地域別では，潁娃地域 3 件，知覧地域 3 件，川辺地域 1 件です。

なお、農地法第3条第2項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び提出されました30号～33号の調査書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。  
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。  
議案第54号 農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第54号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第7 議案第55号 農地法第5条許可申請に対する許可についてを議題といたしますが、まずもって、所有権移転について現地調査員から報告をお願いします。今市委員をお願いします。

今市委員 報告いたします。35号の審議番号1番です。関連資料は36号から39号になります。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんで、申請地は、川辺町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番、田 205 m<sup>2</sup>で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の兼業農家であり、農機具、農産物を収納する倉庫が必要になったことから、申請地を譲り受けて、農業用倉庫を建築しようとするものです。

土砂流出、雨水排水や日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

5条申請所有権移転につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番の農地区分に応じた許可基準につきましては、他のいずれの要件にも該当せず、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが、適地が見つからなかったとのことです。

以上のことから、申請がなされた転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第55号農地法第5条許可申請に対する許可については、所有権移転の1件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。

よって議案第55号に係る案件については、所有権移転の1件について、申請どおり許可することに決定されました。

議 長

次に、日程第8 議案第56号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長

説明いたします。42頁～45頁をご覧ください。「所有権移転」です。

譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇

さん外 15 件です。

畑 37 筆 59,597 m<sup>2</sup>で、理由につきましては、規模拡大 14 件、受贈 2 件です。

10 a 当たりの取引価格につきましては、畑が 73 千円から 1,201 千円です。ただいまの 1,201 千円の案件は、42 分の審議番号 1 番の畑 2 筆 2,914 m<sup>2</sup>で 3,500 千円の取引価格でございます。

10 a 当たりの取引価格の平均としましては、畑が 229 千円でございます。地域別では、穎娃地域 11 件、知覧地域 3 件、川辺地域 2 件です。続きまして、47 分の～59 分の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん相続人代表 〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 93 件です。

設定面積は、田 18 筆 17,851 m<sup>2</sup>、畑 123 筆 169,082 m<sup>2</sup>の合計 141 筆 186,933 m<sup>2</sup>で、穎娃地域 36 件、知覧地域 18 件、川辺地域 40 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては、件数が 4 件、設定面積は、畑 6 筆・9,460 m<sup>2</sup>で、穎娃地域 3 件、知覧地域 1 件となっております。

続きまして、61 分の～69 分の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 24 件です。

設定面積は、田 23 筆 12,162 m<sup>2</sup>、畑 74 筆 66,614 m<sup>2</sup>の合計 97 筆 78,776 m<sup>2</sup>で、穎娃地域 10 件、知覧地域 12 件、川辺地域 3 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「使用貸借利用権設定」につきましては、件数が 2 件、設定面積は、田 13 筆 6,590 m<sup>2</sup>、畑 8 筆 10,186 m<sup>2</sup>の合計 21 筆 16,776 m<sup>2</sup>で、穎娃地域 2 件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長

只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、所有権移転のうち、〇〇委員が 16 番、について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 56 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、賃貸借利用権設定と使用貸借利用権設定の全案件、所有権移転のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 56 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 56 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、〇〇委員の退室を求めます。

( 1人 退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 56 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 56 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。〇〇委員の入室を許可いたします。

( 1人 入室)

議長 〇〇委員に報告いたします。議案第 56 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議長 次に、日程第9 議案第57号 非農地証明願いについてを議題といたします。まず、現地調査員の報告を求めます。松菌委員お願いします。

松菌委員 報告いたします。71 頁の審議番号1番です。関連資料は72 頁から74 頁になります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんで、申請地は、川辺町〇〇字 〇〇〇〇〇番、畑 2,303 m<sup>2</sup>で、〇〇〇自治会と〇〇〇自治会の中間点、〇〇〇〇牧場北側に位置します。

50年程前までは両親が耕作していましたが、高齢等で耕作できなくなりヒノキを植林したもので、その後管理が行き届かないまま山林の状態です。農地への復元は著しく困難であり、周囲も山林の状況で、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、今市委員お願いします。

今市委員 報告いたします。審議番号2番です。関連資料は75 頁から77 頁になります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんで、申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇番、畑 3,416 m<sup>2</sup>で、〇〇〇自治会西側に位置します。

平成7年5月に申請地を相続しましたが、それ以前に杉が植林されていたもので、その後伐採することなく27年以上にわたり山林として管理され、現在に至っています。農地への復元は著しく困難であり、周囲も山林の状況で、日当たりも悪いことから、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、松菌委員お願いします。

松菌委員 報告いたします。審議番号3番です。関連資料は78 頁から80 頁になります。

申請人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんで、申請地は、川辺町〇〇字 〇〇〇〇〇番及び字 〇〇 〇〇〇〇番、畑 554 m<sup>2</sup>で、〇〇〇自治会南側に位置します。

父が生前、杉を植林したものであり、30年以上にわたり管理が行き届かないまま山林の状態です。周囲に耕作している農地はなく、

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、池田委員お願いします。

池田委員 報告いたします。審議番号4番です。関連資料は81頁から83頁になります。

申請人は、いちき串木野市の〇〇〇〇さんで、申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番及び〇〇〇〇番、畑 1,524 m<sup>2</sup>で、〇〇〇自治会に位置します。

伯父が生前、体調を崩すまでは管理していましたが、その後管理が行き届かないまま原野の状態です。農地への復元は著しく困難であり、周囲に耕作している農地はなく、申請人も市外に居住しており、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱基準第5条第2号イ)ウ)の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数を、原野については竹、雑木、雑草等の植生の状態を考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに、周囲に耕作している農地はなく、又、周囲も林野化している状況からみて、今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第57号 非農地証明願いについては、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございません

んか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議長 次に、日程第 10 南九州市総合計画審議会委員の選出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

農政係長 資料の 85 頁になります。

添付資料のとおり、企画課より南九州市総合計画審議会の委員推薦依頼がありました。

このことから、先日、会長・会長職務代理・事務局で協議し、松村会長を引き続き委員に推薦したいと考えておりますので、委員の皆様方の御承認を頂きたく、よろしくお願い致します。

議長 只今、事務局から説明のありました農業委員からの 審議会委員の推薦については、会長を推薦したいとのことですが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

審議会委員は、会長を推薦するという事によろしいでしょうか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、日程第 10 について、審議会委員は会長を推薦するという事によって企画課へ報告いたします。

議長 次に、日程第 11 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

雪丸委員 (補助事業のポイントの改正について要望)

樋渡推進委員 (肥料高騰対策事業で指宿市は上乘せをするので、足並みをそろえて欲しい)  
(新規就農者のその後の動向を把握し支援して欲しい)  
(地方の農業は危機的状況になっていく)

雪丸委員 (インボイスについて)

議長 他にございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

議長 只今の件について、御質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和4年第10回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後3時15分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 4番 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 5番 \_\_\_\_\_